

業務改善計画に係る 具体的施策の決定および実行状況の報告 について

2020年7月2日

関西電力株式会社

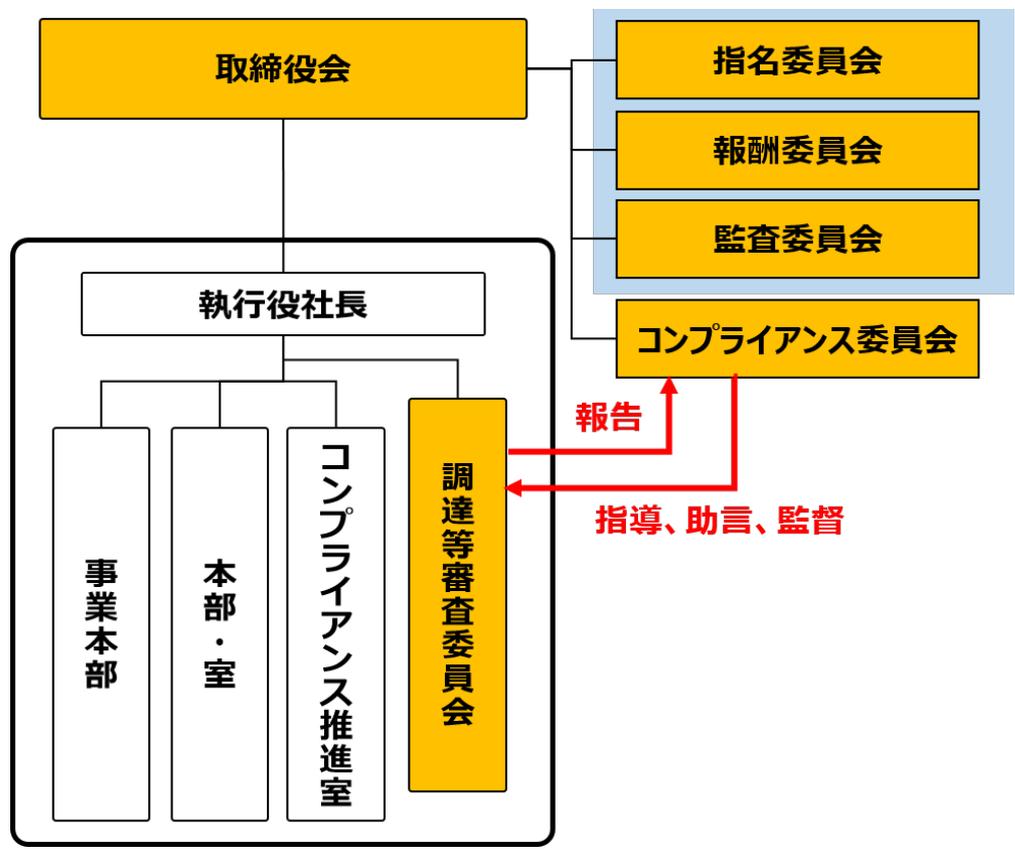
業務改善計画 実行状況の報告について

- 当社（関西電力株式会社）は、第三者委員会の調査報告書、経済産業省の業務改善命令を踏まえ、業務改善計画をとりまとめ、経済産業大臣に提出（3月30日）
- 6月29日、業務改善計画の実行状況をとりまとめ、経済産業大臣へ報告

業務改善計画の項目		主な実行状況
A. 再発防止のための具体的方策	1 役職員の責任の所在の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営責任として、関係者の辞任(3/14) ・ 嘱託等報酬の総額約2.6億円について自主返還を要請し、全額の返還が完了
	2 法令遵守体制の抜本的強化 並びに 法令遵守を重視する健全な組織風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長等執行から独立した「コンプライアンス委員会」を取締役会直下に新設 (新設：4/28、開催実績：5/18、6/12) ・ コンプライアンス推進に係る基本方針や社内規定について、「グループの従業員一人ひとりまで浸透し、実践できる、分かり易さ」「諸規定等におけるコンプライアンスの位置づけ」を整理すべき事項として、見直しの方向性を決定(6/22)
	3 工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性を確保するための業務運営体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 工事の発注・契約手続きについて、 ・ 適切性、透明性確保のため、外部の専門家が事後審査する「調達等審査委員会」を新設 (新設：4/28、開催実績：5/26、6/19) ・ 不適切な運用を禁止するために、社内規定を制定(4/24)
	4 上記を確実に実行し、定着を図るための新たな経営管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名委員会等設置会社へ移行(6/25) ・ 原子力事業本部にコンプライアンスを所管する本部長代理を設置(6/25) ・ 監査委員会スタッフとして、原子力事業本部に常駐する監査特命役員を任命(6/25)
	5 関西電力送配電株式会社における再発防止方策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスおよび工事の発注・契約手続きについて、関西電力と同様の方策を実施 ・ 関西電力が株主として適切なガバナンスを実現
B. 再発防止策の実効性を担保する 審査、検証		<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善計画の実施状況は、コンプライアンス委員会（6/12）における指導、助言、監督を踏まえて取締役会に報告し、取締役会において改善策の実効性を確認（6/25） ・ これらの外部の客観的な視点を重視した組織的な検証により、再発防止策の実効性を担保しており、今後も継続的に検証を行う

業務改善計画 今後の取組みについて

○ 今般、指名委員会等設置会社に移行し、この新たなガバナンス体制のもと、今後も引き続き実施状況やその実効性の検証を行い、信頼回復に向けて改革を進めてまいります。



取締役会および法定3委員会
→ 独立社外取締役が議長・委員長を担い、過半数を占める

コンプライアンス委員会および調達等審査委員会
→ 社外委員が委員長を担い、過半数を占める